

基発 0902 第 1 号
平成 27 年 9 月 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令の施行について

林業退職金共済事業の退職金額の改定に係る中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 316 号。以下「改正令」という。）が本日公布され、平成 27 年 10 月 1 日から施行することとされたところである。

改正の主な内容については下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、同事業の普及促進に引き続き一層の御協力をお願いする。

記

第 1 改正の趣旨及び経緯

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）に基づく特定業種退職金共済制度における退職金の額は、同法第 85 条に基づき、少なくとも 5 年ごとに、掛金及び退職金等の額を検討する財政検証を行うこととされており、平成 26 年 10 月 6 日及び同年 12 月 3 日の労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において審議が行われた。

この結果、林業退職金共済事業については、前回の財政検証時の水準と比較して改善しているものの依然として累積欠損金が生じていることから、厳しい財政状況の中で予定運用利回りの引下げ等の改善策を講じることにより、平成 34 年度末までに累積欠損金を解消するとしている累積欠損金解消計画（平成 17 年 10 月 1 日、独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部）の履行を確保し、もって制度の安定的運営を図ることが適当とされた。

その後、平成 27 年 8 月 5 日の同部会に対する諮問及びこれに対する答申を経て、改正令が本日公布されたところである。

第 2 改正の内容

1. 林業退職金共済事業の予定運用利回りの引下げ

林業退職金共済事業の予定運用利回りを、現行の年 0.7% から年 0.5% に引き下げることとし、これに対応して、退職金及び解約手当金の額の算定の基礎となる金額を定める中小企業退職金共済法施行令（昭和 39 年政令第 188 号）別表第 7 を改正するものとしたこと。（別表第 7 関係）

※ なお、同制度の掛金日額について、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が定める特定業種退職金共済規程において、平成 27 年 10 月 1 日付けで、460 円から 470 円に引き上げることとされている。

2. 特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等の算定の基礎となる金額等の改定

新たな特定業種の指定に伴う従前の共同退職金積立事業から特定業種退職金共済制度への引継措置に関し、1 の予定運用利回りの変更に伴い、別表第 10 に定める納付金額及び通算月数の算定の基礎となる金額及び月数を改定するものとしたこと。（別表第 10 関係）

3. 経過措置

予定運用利回りが引き下げられることに伴い、施行日前の加入者に係る退職金額を保全するために必要な経過措置を設けるもの等としたこと。（附則第 2 条から第 6 条まで関係）

4. 加入促進に向けての積極的な取組み

林業退職金共済事業の加入促進は、林業に従事する期間従業者が業界で働くことを辞めたときの退職金制度を普及させるという意義に加え、掛金の収入の確保、ひいては事業の財務内容の改善に資するものであり、事業者や関係機関が連携しつつ、積極的に取り組んでいく必要がある。

機構では、新たに林業退職金共済事業に加入した従業者（被共済者）について、掛金の一部（加入して初回交付の共済手帳の 62 日分）を免除する掛金負担軽減措置を講じており、また、一部の地方自治体（別紙参照）においては独自に掛金の一部補助等を行っているところであり、これらは加入促進に大きく寄与するものと考えられることから、こうした支援措置を含め、管内の自治体、経済団体等に対する同事業の周知をお願いする。

(参考)

中小企業退職金共済制度における退職金額の予定運用利回り及び掛金額について

		予定運用利回り	掛金額
一般の中小企業退職金共済制度		1.0% (H14.11.1～)	月額 5,000～30,000 円 (※1)
特定業種 退職金共 済制度	建設業退職金共済事業	2.7% (H15.10.1～)	日額 310 円
	清酒製造業退職金共済事業	2.3% (H12.7.1～)	日額 300 円
	林業退職金共済事業	0.5% (H27.10.1～)	日額 470 円

(※1) 掛金月額は、5,000～30,000 円の範囲内で事業主が選択する。

(※2) 掛金日額は、独立行政法人勤労者退職金共済機構が作成する特定業種退職金共済規程（厚生労働大臣認可）において、事業ごとに一律に定められている。

(注) 建設業退職金共済事業の予定運用利回りは、今回の財政検証を踏まえ、平成 28 年 4 月 1 日から 3.0%に引き上げる予定。